

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 39 号

函館市食品衛生法施行条例の一部改正について

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

函館市食品衛生法施行条例（平成 17 年函館市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条および第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とする。

別表第 1 から別表第 3 の 2 までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 1 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条第 2 項の規定により定められた基準によることとされる改正法第 1 条の規定による改正後の食品衛生法第 50 条の 2 第 2 項に規定する公衆衛生上必要な措置については、改正法附則第 5 条に規定する期間は、改正前の函館市食品衛生法施行条例の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

食品衛生法等の一部改正に伴い規定を整備するため